

⇩ 事業主が専従者の扶養親族になれるかどうか

Q : 私は製造業を営む青色申告者です。大口の得意先の倒産で貸倒損失が生じ、今年の所得は赤字になると予測されます。息子は私の青色事業専従者ですが、息子の給与所得が私の所得を上回りそうです。このような場合でも青色事業専従者給与を必要経費に算入できるのでしょうか？また、私が息子の扶養親族になることはできますか？

A : 青色事業専従者の労務の対価として相当額であれば必要経費に算入できます。また、あなたの本年分の合計所得金額が38万円以下であれば、息子さんの扶養親族になることもできます。

【解説】

青色事業専従者給与については、専従者の労務の対価として相当額であれば必要経費に算入できることとなっていますので、事業所得が赤字であっても、その原因が貸し倒れの発生など非経常的なものであり、給与の額が勤務の状況などからみて適正なものであれば、必要経費に算入することができます。

ただし、恒常的に赤字になるような場合は、青色事業専従者給与の額を見直す必要があると思われます。

また、青色事業専従者給与を必要経費に算入している事業主は、その事業専従者を扶養の対象にすることはできません。

しかし、事業専従者が事業主を扶養の対象にすることは制限されていませんので、あなたの年間合計所得が38万円以下であれば、息子さんの扶養親族となることができます。

